



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年4月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人遊び塾with you-with me

3 代表者の氏名

秦 健二

4 主たる事務所の所在地

上田市大手1丁目8番地13号

5 定款に記載された目的

この法人は、人と地域の繋がりを意識し、心と身体・食育や健全育成、地域の生活環境において「基本的な生きる力」「生きるための支援を視野にいれた環境作り」「コミュニティ社会作りと循環型生活環境作り」の支援を学習活動、実労働活動、農業・環境保全活動、社会的弱者を護る福祉活動を通して行う。子ども達や親、高齢者等それを取り囲む市民や町のネットワーク環境を作る支援をし、また多様な人達との触れ合いを通じて、生きることへの喜びや共に生きること、共存することへの理解、生活環境への関心を高めると共に、さらに豊かな生活の回復を目指すことにより町の活性化や市民の心の豊かさを育むことに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成25年10月16日（水）午前10時～

(2) 場所

松本市大字島立1020  
長野県松本合同庁舎

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者）

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書（保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課に備え置く所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書（市販のもの可。写真は不要。）

ウ 写真（出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。）

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類（専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。）

(2) 受験手数料

受験手数料（7,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成25年8月16日（金）から平成25年8月23日（金）まで（ただし、8月17日（土）・8月18日（日）は除きます。）

(4) 受付場所

ア 県内（長野市を除く）居住者は、その住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。

イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。

ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは送付してください。

郵送等による受験申込みは、卒業証明書（原本）を提出する場合のみとし（卒業証書の原本又は写しの提出は不可）、書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。

（県庁専用郵便番号380-8570）平成25年8月23日までの消印があるものに限り受け付けます。

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

(1) 合格者は、平成25年11月6日（水）午前9時に県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。

(2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。（郵送による場合は、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

食品・生活衛生課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社オーケサ・マテックス

佐久市野沢94-1

- 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
トステムビバ株式会社	豆成 勝博	埼玉県上尾市上298-1
藤九株式会社	後藤 正巳	愛知県名古屋市名東区高社1-210

ほか9者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
トステムビバ株式会社	豆成 勝博	埼玉県上尾市上298-1
藤九株式会社	後藤 薫徳	愛知県名古屋市名東区高社1-210
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10-22
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1-15-3

ほか9者

- 4 変更した年月日

藤九株式会社の代表者氏名の変更

平成24年10月2日

マックスバリュ長野株式会社及び株式会社平安堂の出店

平成25年4月11日

- 5 届出年月日

平成25年4月11日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年4月25日から平成25年8月26日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店  
長野市大字安茂里字上河原3597-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カクダイ  
長野市大字安茂里3644  
大井 孝子  
長野市大字安茂里3795  
大井 斐子  
長野市大字安茂里3774  
小林 恒子  
山形県長井市新町13-19

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
マツヤ安茂里店	ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店

(2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社トップカルチャー	清水 秀雄	新潟県新潟市西区小針4-9-1
株式会社モリキ	森 高明	飯山市南町16-1

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445
株式会社モリキ	楠 匡志	長野市大豆島4216

4 変更する年月日

平成25年4月25日

5 届出年月日

平成25年4月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月25日から平成25年8月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課